

## 裁判員に選任された方へ

あなたは、この事件の裁判員に選任されました。裁判に参加していただくにあたって、あらかじめ知っておいていただきたい裁判のルール及び注意事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1 刑事裁判のルール

- (1) 裁判は、被告人が起訴状に書かれている犯罪を本当に行ったかどうかを判断するために行われます。
- (2) その判断を行うために、検察官と弁護人から証拠が提出されますが、被告人が有罪であることは、検察官が証拠に基づいて証明すべきことになっています。したがって、検察官が有罪であることを証明できない場合には、無罪の判断を行うことになります。
- (3) 被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければなりません。検察官や弁護人は、事実がどうであったか、証拠をどのように見るべきかについて、意見を述べますが、これは裁判員と裁判官の判断の参考にするために述べられるのであって、証拠ではありません。
- (4) 証拠としては、例えば、凶器などの証拠品、現場見取図などの書類、証人や被告人の話があります。証人や被告人から話を聞く際には、裁判員にも質問の機会があります。もし質問があるときは、その機会に裁判長に申し出てください。
- (5) 法廷での手続が終わると、裁判員と裁判官は、被告人が本当に起訴状に書いてある罪を犯したのかどうかを判断します。
- (6) 過去にある事実があったかどうかは直接確認できませんが、ふだんの生活でも、関係者の話などをもとに、事実があったのかなかったのかを判断している場合があるはずです。ただ、裁判では、不確かなことで人を処罰することは許されませんから、証拠を検討した結果、常識に従って判断し、被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いないと考えられる場合に、有罪とすることになります。逆に、常識に従って判断し、有罪とすることについて疑問があるときは、無罪としなければなりません。

- (7) 有罪とするときには、被告人をどのような刑にするのかを決めます。
- (8) 結論は、裁判員と裁判官が一緒に話し合いをしながら出していきます。裁判員には、前記のようなルールに従って、ご自分の判断に基づいて意見を述べていただきます。裁判官も同じルールに従って意見を述べます。裁判員と裁判官の意見は同じ重みです。
- (9) 法律の解釈が問題となる場合には、裁判官がその解釈について説明します。

## 2 注意事項

- (1) 裁判は、全員がそろわないと行うことができません。もし、病気などやむを得ない事情で裁判所にお越しいただけなくなつた場合には、ご連絡をいただくようお願いします。
- (2) 評議でだれが何を言ったかといった評議の内容は秘密にしてください。評議の秘密が漏れることになりますと、率直に意見を交換することが難しくなります。評議の秘密が漏れないようにすることは、皆様のプライバシーや安全を保護することにもなります。また、記録に出てくる事件関係者のプライバシー情報も漏らさないようにしてください。
- (3) 公開の法廷で見たり聞いたりしたことや、裁判員を務めてみての印象といったことは、ほかの方にお話しいただいても構いません。
- (4) 手続を進めていく途中でも、もし分からぬことがでてきたときには、どうかご遠慮なく裁判官に申し出てください。

以上